

# 財団法人茨城県総合健診協会寄付行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人茨城県総合健診協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事業所を水戸市笠原町上組489番地の5に置く。

2 この法人に支部を置くことができる。

3 支部に関する必要な事項は、別に定める。

(全国組織の支部)

第3条 この法人は、次の各号に掲げる法人の茨城県支部を兼ねるものとする。

- ア 財団法人結核予防会
- イ 財団法人日本対がん協会
- ウ 財団法人日本寄生虫予防会
- エ 財団法人予防医学事業中央会

(目的)

第4条 この法人は、疾病の予防、健康の保持及び増進並びに生活環境の保全を図るために必要な事業を行い、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 疾病予防、健康の保持、増進に関する知識の普及啓発及び相談並びに調査・研究
- (2) 県・市町村その他関係団体への協力
- (3) 結核、ガン、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診
- (4) 第3条に掲げる法人の支部としての事業
- (5) 茨城県立健康プラザの管理運営に関する業務、その他茨城県からの受託事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品

- (4) 事業収入
- (5) 委託金及び補助金
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第7条 この法人の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次のとおりである。

- (1) 設立当初の財産目録に記載する財産
- (2) 基本財産として指定寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の議決を経て会長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社に信託し、若しくは国債、公債等確実な有価証券にかえて管理しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により処分するとき又は担保に供するときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得かつ茨城県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算)

第11条 この法人の収入支出予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事会の議決をもって定める。

(決算)

第12条 この法人の収入支出決算は、年度終了後2ヶ月以内にその年度末における財産目録及びその年度の事業報告書とともに監事の監査を経て理事会の議決に付さなければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 第3章 役員、評議員、顧問、参与及び職員

(役員の数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上 22名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。  
(選任等)

第14条の2 理事及び監事は、評議員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 理事は、互選により、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、この法人の事務を掌理する。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、この法人の常務を処理する。

5 理事は、理事会を組織し、寄付行為に定めるところにより、この法人の会務を議決し執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財務及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財務、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者任期の残任期間とする。

3 役員は、任期の満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条の2 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決に基づいてこれを解任することができる。この場合において、理事会及び評議員会が議決をする前に、該当役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条の3 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(評議員)

第17条 この法人に15名以上20名以内の評議員を置く。

2 評議員は、この法人の事業に関し、学識経験のある者のうちから理事会の推薦により、会長が

委嘱する。

- 3 評議員には、第 16 条及び第 16 条の 2 の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 17 条の 2 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為において別に定める職務を行うほか、会長の諮問に応じ、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算その他必要な事項について審議し助言する。

(顧問及び参与)

第 18 条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の重要な事項につき会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び参与には、第 16 条第 1 項及び第 16 条の 2 の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「顧問」又は「参与」と読み替えるものとする。

第 19 条 削除

第 20 条 削除

(職員)

第 21 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第 4 章 会 議

(理事会の種類等)

第 22 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第 23 条 理事会は、第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項の規定に基づき、理事又は監事から臨時理事会の開催の請求があった場合には、その請求のあった日から 60 日以内に臨時理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第 15 条第 6 項第 4 号の規定に基づき招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者又は他の理事を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、緊急の必要がある場合又は軽易な事項については、理事に書面を送付して賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(評議員会)

第25条 第22条及び第24条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第26条 理事会及び評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印のうえ、これを保管する。

第27条 削除

第28条 削除

## 第5章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数おのこの4分の3以上の議決を経、かつ、茨城県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人を解散しようとするときは、民法第68条第1項第2号、第3号及び第4号の規定によるほか、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数おのこの4分の3以上の議決を経、かつ、茨城県知事の許可を得なければならない。

2 この法人の解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数おのこの4分の3以上の議決を経、かつ、茨城県知事の許可を得て、この法人を類似の目的を有する法人又は茨城県に寄付するものとする。

(施行規定)

第31条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、茨城県知事の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 11 条の規定にかかわらず設立発起人において定める。
- 4 財団法人結核予防会茨城県支部，財団法人茨城県対ガン協会及び財団法人茨城県予防医学協会（以下「団体」という。）の職員が引き続きこの法人に勤務することとなった場合はその身分及び勤務条件は、この法人が保障するものとし、団体職員として在職期間をこの法人の職員の在職期間として通算する。
- 5 団体の解散により団体に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 6 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 55 年 3 月 31 日までとする。

(財)茨城県総合健診協会設立発起人名簿

| 推 薦 母 体       | 役 職 名                       | 氏 名                                    |
|---------------|-----------------------------|--|
| 県             | 知 事<br>衛 生 部 長<br>保健予防課長    | 竹 内 藤 男<br>竹 村 宏 之 郎<br>折 田 勝 郎        |
| (財)結核予防会茨城県支部 | 支 部 長 事<br>理 事<br>"         | 宗 武 彦<br>戸 川 潔<br>青 柳 昭 雄<br>関 根 千 代   |
| (財)茨城県対ガン協会   | 副 会 長<br>" 事<br>理 事<br>"    | 鯉 淵 丈 男<br>秦 資 宣<br>鈴 木 達 也<br>岩 間 芳 雄 |
| (財)茨城県予防医学協会  | 理 事 長 事<br>理 事<br>" 常 任 理 事 | 落 合 庄 次<br>小 沼 幸 蔵<br>大 串 章<br>木 村 英 雄 |

付 則 (昭和 57 年第 1 回理事会議案第 6 号)

この寄付行為は、茨城県知事の認可があった日から施行する。

付 則 (昭和 57 年第 2 回理事会議案第 3 号)

この寄付行為は、茨城県知事の認可があった日から施行する。

付 則 (昭和 59 年第 1 回理事会議案第 10 号)

この寄付行為は、茨城県知事の認可があった日から施行する。

付 則 (昭和 61 年第 1 回理事会議案第 8 号)

この寄付行為は、茨城県知事の認可があった日から施行する。

付 則 (平成元年第 1 回理事会議案第 5 号)

この寄付行為は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

付 則（平成3年第1回理事会議案第1号）

この寄付行為は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

付 則（平成6年第1回理事会議案第1号）

この寄付行為は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

付 則（平成8年第1回理事会議案第1号）

この寄付行為は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

付 則（平成9年第1回理事会議案第1号）

この寄付行為は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

付 則（平成14年第1回理事会議案第1号）

この寄付行為は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

付 則（平成17年第1回理事会議案第1号）

この寄付行為は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。